第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動

(1) 設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム (FSF: Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会 (FSB: Financial Stability Board) に再構成) 主催により、平成 16 (2004) 年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D. C. において非公式に開催され、我が国を含む 9 か国 (日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール) が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成 18 (2006) 年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成 19 (2007) 年 3 月に 22 か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合 (Plenary Meeting) で、憲章 (Charter) の一部として以下の①~③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、 監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017)年 4 月に、事務局が開設された。

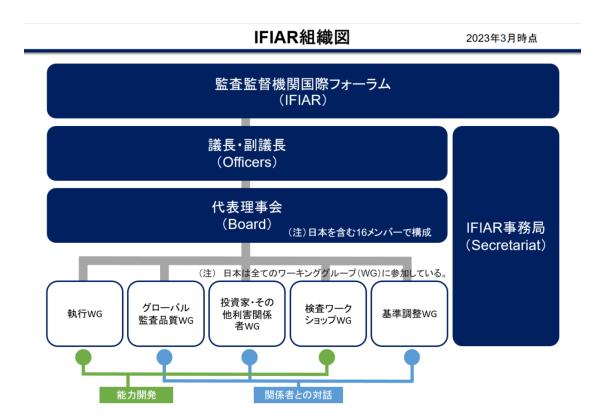
(2)組織

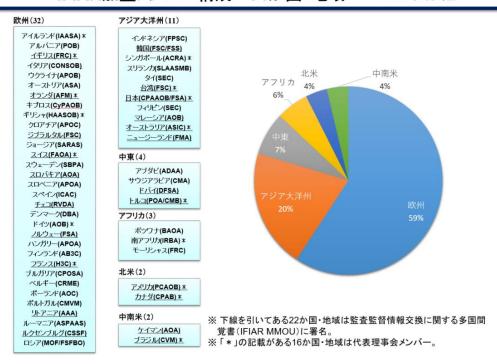
IFIAR は、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和 5(2023)年 3 月末時点では 54 か国・地域の当局が加盟している。重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる(P120 資料 4 - 1 参照)。令和 4(2022)年 4 月の第 22 回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインでの開催となった。

議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 5(2023)年 3 月末現在、議長国は米国、副議長国は日本が務めている(後述)。

平成 29(2017)年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに 16 当局以内で構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され(後述、日本もメンバー)、第1回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、令和 5(2023) 年 3 月末現在、5 つのワーキング・グループ (WG) が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の (3) イにおいて述べる。





(3)活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第22回本会合(オンライン形式)

令和4(2022)年の第22回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月25日から27日までの日程でオンライン形式により開催された。

当該会合では、IFIAR メンバーが目指す方向性を示した「コア原則」の改定、要件を緩和した新たな準会員資格の創設が承認されたほか、監査監督の現状や、ニューノーマルとなり得る環境下における新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた(P121資料4-2参照)。

なお、通常、本会合において実施している6大監査ネットワーク(注) の CEO とのセッションについては、令和4(2022)年5月から6月にかけて順次オンライン形式にて開催され、監査や監査品質に影響し得る事象・取組や、監査法人の組織文化・人材、ESG情報の開示・保証等について議論が行われた。

(注) 6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

(イ) IFIAR 副議長国としての活動

令和3(2021)年4月の本会合において、長岡隆金融庁総合政策局参事官兼 IFIAR戦略企画室長(当時、現審査会事務局長兼金融庁総合政策局審議官)が、副議長に選出された。任期は、令和5(2023)年4月本会合までの約2年間となる。

副議長国として、組織運営に責任を有する立場から、監査や監査監督をめぐる新規課題に関する意見交換を IFIAR 内で機動的に実施すべく議論を牽引した。特に、メンバー間で関心が高い ESG については、タスクフォースの設立を含めた検討を推進した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、準会員資格の創設への積極的な貢献を行った。

(ウ) 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(代表理事会)によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事(Nominated member) 8 当局及び選出理事(Elected member)最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成 29(2017)年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3 年(2021)年 4 月の本会合において指名理事に再選された(任期は 4 年間)。

代表理事会においては、IFIAR のガバナンス機構として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 4(2022) 年度においては、同年 4 月及び 6 月にオンライン会合、10 月に独・ベルリン会合、12 月にオンライン会合、令和 5(2023) 年 2 月に東京会合が開催された。

また、令和 4 (2022 年) 12 月の代表理事会において、代表理事会傘下のサブグループとして、サステナビリティ及び ESG 報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行う新たなタスクフォース (SATF: Sustainability Assurance Task Force) が設立され、日本もこれに参加している。

令和5(2023)年2月の代表理事会において、令和6(2024)年4月本会合の日本(大阪)開催が承認された。

(エ)検査指摘事項報告書

平成 24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

11 回目となった 2022 年調査 (P125 資料 4 - 3 参照) には、51 当局が参加した。本報告書は、2023 年 3 月 22 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の 検査指摘率を集計しており、初年度の 2014 年調査の 47%から減少傾 向が続き、2022 年調査では 26%となっている。

(注)検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率(検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも1つの重要な不備があった割合)

≪メンバー当局全体の検査指摘率の推移≫

2014年	2015 年	2016年	2017年	2018年	2019 年	2020 年	2021年	2022 年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%	30%	26%

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質(GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和 4(2022)年度においては対面形式で、10 月にベルリン会合、及び令和 5(2023)年3月にシンガポール会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける新たな国際品質管理基準第1号(ISQM1)適用の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

また、GAQWG では、上記検査指摘に係る調査を活用し、全 IFIAR メンバー国・地域の約半数の参加先について、令和元(2019)年の指摘率32%を、令和5(2023)年までの4年間で25%以上削減し、24%以下にすることを目標とする検査指摘率削減の取組を行っている。

さらに、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関するオンライン会議(リスクコール)を開催している。我が国は第6回(平成30(2018)年11月)から米国に替わり議長を務めており、第10回(令和4(2022)年12月)では、リスク認識の可視化を目的として、ダッシュボードの作成に取り組んだほか、監査品質に影響し得るリスク要因について議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体

が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを 目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑚と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している(P130 資料4-4参照)。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第 17 回検査ワークショップは、令和 5 (2023) 年 3 月に対面形式でインドネシアにて開催され、日本を含め約 40 か国・地域から約 120 人の検査官等が参加した。なお、日本は、長岡 IFIAR 副議長が IFIAR の活動を紹介したほか、審査会から主任検査官 1 人をパネリストとして派遣し、米国、シンガポールとともに、中小監査法人に対する検査に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ(Advisory Group)が設置されており、我が国からは清原健弁護士(清原国際法律事務所)がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ(隔年)及び執行サーベイ(4年毎)を軸として活動している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論の IFIAR 事務局へのインプット、IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介、などの活動を行っている(P131 資料4-5参照)。

令和 4(2022) 年 7 月には第 6 回総会が開催され、IFIAR が平成 29 (2017) 年に東京に事務局を設置してから 5 年間の IFIAR の活動の振り返りと今後 の展望や、高品質な監査の実現に向けた ISQM1、我が国の改訂品質管理基準 への準備状況等について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIARへの参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ·米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) **
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- 中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)
- ・スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) **
 ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、 グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした 中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの 進展や気候変動リスクに関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、 ポストコロナにおける新しい環境への対応等監査をめぐる多くの課題は、各 国・地域の監査監督当局間で共有されている。

こうした状況にあって、審査会は、各国・地域の監査監督当局との連携を 一層強化することにより、上記に挙げた国際機関や諸外国での監査をめぐる 議論について的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業 務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる 等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR 関連の活動に関しては、令和 5(2023)年 4 月にワシントン DC で開催された第 23 回 IFIAR 本会合において、長岡副議長が議長に選出された。アジアからの議長就任は、平成 18(2006)年の IFIAR 設立後、初である。こうした中、IFIAR 議長国としてメンバーの多様な視点を機動的に取り込む組織運営

や対外コミュニケーションの強化、IFIAR メンバー拡大などに貢献していくとともに、令和 6(2024)年 4 月に日本 (大阪) で開催予定の第 24 回 IFIAR 本会合の準備も進めていく。また、IFIAR の活動をより一層支援していくため、審査会及び金融庁として次のような取組を強化していく必要がある。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の 品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、支援を継続する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、IFIAR における議論を国内に還元 するとともに、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着 実に取り組む。